二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、上田市役所又は長野地方法務局上田支局に照会すること。

平成二十六年三月七日

法務大臣　谷垣　禎一

長野県上田市大字常磐城五千九百五十番地三

成澤　豊吉

○農林水産省告示第三百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年三月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道夕張市・樺戸郡月形町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

夕張市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。

夕張市（次の図に示す部分に限る。）

(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

夕張市（次の図に示す部分に限る。）

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道岩内郡岩内町・古宇郡泊村（以上一町一村国有林。次の図に示す部分に限る。）、夕張市・芦別市・岩内町・泊村（以上二市一町一村について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

泊村（国有林）、芦別市・泊村（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）、夕張市

(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。

岩内町（国有林）、岩内町

(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道夕張市・樺戸郡月形町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

夕張市（次の図に示す部分に限る。）

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

四　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道岩内郡岩内町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　干害の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

夕張市（次の図に示す部分に限る。）、岩内町（次の図に示す部分に限る。）

五　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道岩内郡岩内町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年三月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道夕張市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道夕張市・美唄市・紋別郡雄武町（以上二市一町について、次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

夕張市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。

夕張市（次の図に示す部分に限る。）、美唄市、雄武町

(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　古宇郡古平町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年三月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道石狩郡当別町・檜山郡上ノ国町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）